

社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央  
通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当事業）運営規程

（指定通所介護等の目的）

第1条 社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下「事業者」という）が開設する社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央（以下「事業所」という）の指定通所介護、第1号通所介護（介護予防通所介護相当事業）（以下「指定通所介護等」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等（以下「従業者」という。）が、要介護者、要支援者及び事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護等の提供に当たっては、従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 指定通所介護等の提供に当たっては、従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (3) 指定通所介護等の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央
- (2) 所在地 青森市本町4丁目1番3号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤3名  
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護等の提供に当たる。また、従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 看護職員 常勤1名、非常勤2名  
看護職員は、看護その他の指定通所介護等の提供に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 常勤1名、非常勤2名  
機能訓練指導員は、機能訓練の指導及び助言を行う。
- (5) 介護職員 常勤9名以上、非常勤5名以上  
介護職員は、介護その他の指定通所介護等の提供に当たる。
- (6) 運転手 非常勤1名  
運転手は、送迎業務等を行う。
- (7) 調理員 常勤1名、非常勤3名  
調理員は、調理業務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日及び第2・第4土曜日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 夏時間(4月～9月) 午前9時30分から午後4時30分まで  
冬時間(10月～3月) 午前9時30分から午後3時30分まで

(指定通所介護等の利用定員)

第6条 利用定員は、35名とする。

(指定通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護等の内容は次のとおりとし、指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び青森市長が定める額によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。

(内 容)

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴・機械浴)
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 送迎
- (6) 相談・助言

2 その他の費用として、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する交通費  
通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり37円
- (2) 食費 一食当たり480円

- 3 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定通所介護等の提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡を行うものとする。

- 2 指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録と原因の究明、再発を防ぐための措置を講じるものとする。
- 3 指定通所介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

- 2 事業所は、利用者等からの苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等について、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者等に説明するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての利用者の主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 主治医から指示事項がある場合は申し出ること。
- (2) サービス利用中に気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- (3) 乗車中はケガや事故防止のため席を立ったりしないこと。
- (4) 施設内全面禁煙となっているため喫煙はしないこと。
- (5) 事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営業活動は行わないこと。
- (6) 食中毒防止のため、食べ物の持ち込みは行わないこと。
- (7) 事業所内での飲酒は行わないこと。
- (8) 金銭、貴重品の管理は、原則として自己の責任において管理すること。  
また、必要以上に金銭、貴重品を持ち込まないこと。
- (9) 物の貸し借りや譲渡等は、トラブルの原因となるので行わないこと。
- (10) その他、必要に応じて留意事項が示されたときは、従業員の指示に従い行動すること。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回の避難訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者である間又は従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、利用者の医療上緊急の必要ある場合又はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、事業者会長が定めるものとする。

## 附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年12月1日から施行する。
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。